

広島県教育委員会教育長告示第五号

次に掲げる教育委員会教育長告示は、平成三十年三月三十一日限り廃止する。

平成三十年三月二十九日

広島県教育委員会

教育長 下 崎 邦 明

一 平成二十六年広島県教育委員会教育長告示第一号（広島県総合グラウンドにおける陸上競技用具及び電気設備の利用料金の範囲）

二 平成二十六年広島県教育委員会教育長告示第二号（広島県立総合体育館における施設及び駐車場の利用料金の範囲）